

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 1 | 米子市 住民基本台帳事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、住民基本台帳事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

米子市長

公表日

令和6年8月21日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 住民基本台帳事務 |
| ②事務の内容 | <p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日号外総務省令第85号)(以下「個人番号及び個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> |
| ③対象人数 | <p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム) |
| ②システムの機能 | <p>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能</p> <p>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能</p> <p>3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能</p> <p>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能</p> <p>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</p> <p>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じ連携する機能</p> <p>8. 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能</p> <p>9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ戸籍システムへ附票情報等を連携する機能</p> <p>10. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能</p> <p>11. 個別事項情報の管理機能 住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する機能</p> |

| | |
|----------------|--|
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 () |
| システム2～5 | |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。 |
| ②システムの機能 | 1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 () |
| システム3 | |
| ①システムの名称 | 統合宛名システム |
| ②システムの機能 | 1. 宛名番号付番機能 宛名番号が未登録の個人について、新規に全市共通の宛名番号を付番する。 2. 宛名情報管理機能 宛名情報を宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4. 業務システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。 |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー) |

| 4. 個人番号の利用 ※ | |
|----------------------------|---|
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表</p> <p>(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民生活部 市民一課 |
| ②所属長の役職名 | 市民一課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| (1) 住民基本台帳ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む |
| その必要性 | 住基法その他の住民基本台帳関係法令に基づき、住民に関する記録を正確に行うため、本特定個人情報ファイル(住民基本台帳ファイル)において住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (選挙資格関連情報、外国籍住民に関する情報、個人番号カード交付関連情報) |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基法第7条各号で定められた項目であり、住民票への記載が必要な情報である。 ・業務関係情報 住民異動に伴う他の行政手続きの案内等を行うために、必要な情報である。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年6月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 市民生活部 市民一課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|----------------------|--|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| ③使用目的 ※ | 住民基本台帳法および同施行令に基づき住民基本台帳への記載を行う。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 市民生活部 市民一課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> 届出や職権等に基づき、住民票の記載及び記載事項の修正を行う。 他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をした場合、他市町村への通知を行う。 本人等の請求に基づき、住民票の写し等の交付を行う。 住所地市町村以外の市町村長への住民票の写し請求に基づき、住民票の写しに関する情報を請求先の市町村長に通知する。 住民票の記載及び記載事項の修正を行った場合、本人確認情報を都道府県知事へ通知する。 転入届の特例による転入地市町村長からの通知に基づき、転出証明書情報の通知を行う。 住民に関する事務処理において使用する宛名情報を提供する。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムへ住民票関係情報を提供する。 | |
| 情報の突合 | <ul style="list-style-type: none"> 住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う。 機構で新たに個人番号が生成された場合は、住民票コードと突合を行う。 | |
| ⑥使用開始日 | 平成27年6月1日 | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
| 委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 委託する 2) 委託しない 1) 件 | |
| 委託事項1 | システムの運用 | |
| ①委託内容 | システムの運用 | |
| ②委託先における取扱者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社ケイズ | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (11) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表に定める情報照会者(別表参照) |
| ①法令上の根拠 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表 |
| ②提供先における用途 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表に定める各事務 |
| ③提供する情報 | 住民票関係情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のある都度 |
| 移転先1 | 市民生活部 市民税課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 地方税(個人住民税、法人市民税、軽自動車税、入湯税、地方たばこ消費税)の賦課事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 移転先2～5 | |
| 移転先2 | 市民生活部 固定資産税課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 地方税(固定資産税)の賦課事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |

| | |
|--------------------|---|
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 移転先3 | 市民生活部 収納推進課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 地方税の徴収事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 移転先4 | 市民生活部 保険年金課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険事務、後期高齢者医療制度事務、国民年金事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 移転先5 | 福祉保健部 長寿社会課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 介護保険事務、老人福祉事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div> |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 移転先6～10 | |
| 移転先6 | 福祉保健部 障がい者支援課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 障害者支援事務、手帳発行及び管理、手当関係事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div> |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 移転先7 | こども総本部 こども支援課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 児童手当事務、児童扶養手当事務、保育事務、母子家庭自立支援事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div> |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先8 | 福祉保健部 福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 生活保護事務、中国残留邦人等支援給付金等事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 移転先9 | 福祉保健部 健康対策課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 健康増進事務、予防接種事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 移転先10 | 都市整備部 住宅政策課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 公営住宅管理事務、改良住宅管理事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |

| | |
|------------------------|--|
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 移転先11～15 | |
| 移転先11 | こども総本部 こども相談課 |
| ①法令上の根拠 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 |
| ②移転先における用途 | 母子保健事務 |
| ③移転する情報 | 個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
| 保管場所 ※ | 入退出管理システム及び監視カメラによる入退出管理・監視を行い、許可された者だけが入出できる建物(データセンター)のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。 |
| 7. 備考 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| (2) 本人確認情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む |
| その必要性 | 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。 |
| ④記録される項目 | [10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年6月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 市民生活部 市民一課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|----------------------|---|--|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署) | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳システム) | |
| ③使用目的 ※ | 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 市民生活部 市民一課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | | ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民基本台帳システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民基本台帳システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。 |
| | 情報の突合 | ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 |
| ⑥使用開始日 | 平成27年6月1日 | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
| 委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 件 1) 委託する 2) 委託しない | |
| 委託事項1 | 市町村CSの運用保守 | |
| ①委託内容 | システムの運用保守 | |
| ②委託先における取扱者数 | <input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社ケイズ | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 都道府県 |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) |
| ②提供先における用途 | ・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。 |
| ③提供する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度 |
| 提供先2 | 都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) |
| ①法令上の根拠 | 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) |
| ②提供先における用途 | 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 |
| ③提供する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ⑦時期・頻度 | 必要に応じて随時(1年に1回程度)。 |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
| 保管場所 ※ | 入退出管理システム及び監視カメラによる入退出管理・監視を行い、許可された者だけが出入できる場所のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。 |
| 7. 備考 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| (3)送付先情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) |
| その必要性 | 番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号の付番対象者全員に当該個人番号、交付申請書を送付する必要がある。 市町村は、個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。 |
| ④記録される項目 | [50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (個人番号の通知及び交付申請書の送付先の情報) |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号の通知及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号の通知及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月5日 |
| ⑥事務担当部署 | 市民生活部 市民一課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|----------------------|---|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署) | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳システム) | |
| ③使用目的 ※ | 個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号の通知及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号の通知及び交付申請書の送付先情報を提供するため。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 市民生活部 市民一課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | <p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号の通知及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p> | |
| | 情報の突合 | 入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。 |
| ⑥使用開始日 | 平成27年10月5日 | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
| 委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 件 1) 委託する 2) 委託しない | |
| 委託事項1 | 市町村CSの運用保守 | |
| ①委託内容 | システムの運用保守 | |
| ②委託先における取扱者数 | <input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社ケイズ | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 地方公共団体情報システム機構(機構) |
| ①法令上の根拠 | 個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任) |
| ②提供先における用途 | 市町村から個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号の通知及び交付申請書を印刷し、送付する。 |
| ③提供する情報 | 「2. ④記録される項目」と同じ |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ⑦時期・頻度 | 使用開始日から個人番号の通知の送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。 |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
| 保管場所 ※ | 入退出管理システム及び監視カメラによる入退出管理・監視を行い、許可された者だけが出入できる場所のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。 |
| 7. 備考 | |
| | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 番号制度個人番号、4. 世帯番号、5. 準世帯区分、6. 最大住所連番、7. 現存区分、8. 人格区分、9. 世帯主区分、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 行政区コード、13. 班コード、14. 小学校区コード、15. 中学校区コード、16. 投票区コード、17. 算定団体コード、18. 続柄コード、19. 続柄区分、20. 続柄名、21. 実続柄名、22. 生年月日、23. 異動日、24. 異動事由、25. 異動届出日、26. 異動届出区分、27. 住定日、28. 住定事由、29. 住定届出日、30. 住定届出区分、31. 現住所連番、32. 前住所連番、33. 転入前住所連番、34. 転入未届地連番、35. 本籍地連番、36. 転出予定日、37. 転出予定届出日、38. 転出予定届出区分、39. 転出予定地連番、40. 転出確定日、41. 転出確定通知日、42. 転出確定届出区分、43. 転出確定地連番、44. 住民となる日、45. 住民となる事由、46. 住民となる届出日、47. 住民となる届出区分、48. 住民でなくなる日、49. 住民でなくなる事由、50. 住民でなくなる届出日、51. 住民でなくなる届出区分、52. 死亡日不詳区分、53. 氏名かな、54. 氏名漢字、55. 本名かな、56. 本名漢字、57. 世帯主氏名かな、58. 世帯主氏名漢字、59. 備考、60. 改製連番、61. 改製日、62. 旧氏名かな、63. 旧氏名漢字、64. 選挙人名簿有無、65. 外国人(漢字併記名、カナ併記名、通称名かな、通称名漢字、在留資格コード、在留期間等、在留期間等の満了の日、在留区分(第30条の45規定区分)、在留カード等の番号、国籍コード、宛名送付区分、異動事実コード、異動事由コード、事由発生日、記載住民となった日、記載住民となった事由、記載住民となった届出日、記載住民となった届出区分、記載住所を定めた日、記載住所を定めた事由、記載住所を定めた届出日、記載住所を定めた届出区分、)、66. 特別永住者(交付申請日、旧証明書番号、証明書発行日、証明書番号、証明書交付日、削除フラグ、外国人通称、履歴連番、連番、登録日、登録市町村コード、削除日、削除市町村コード、通称、登録市町村名、削除市町名)、67. 国民健康保険資格情報(国保記号番号、資格区分、取得異動日、取得届出日、取得異動事由、喪失異動日、喪失届出日、喪失異動事由)、68. 後期高齢者保険資格情報(個人区分、被保険者番号、被保険者資格取得事由、被保険者資格取得日、被保険者資格喪失事由、被保険者資格喪失日、保険者番号適用開始日、保険者番号適用終了日)、69. 介護保険資格情報(被保険者番号、介護有無、認定区分、要介護状態区分、認定期間開始日、認定期間終了日、異動事由、異動日、異動届出日、取得事由、取得日、取得届出日、喪失事由、喪失日、喪失届出日)、70. 国民年金資格情報(年金有無、基礎年金記号、基礎年金番号、資格種別、取得日、取得届出日、取得事由、喪失日、喪失届出日、喪失事由、受給年金種別、年金現存区分、喪失原因、職権消除日、職権適用日)、71. 児童手当受給資格情報(受給者宛名番号、児童宛名番号、続柄名、支給開始日、要件該当事由、要件非該当日、要件非該当事由、非支給日、算定非該当事由、同居別居区分、監護区分、生計関係区分、児童手当認定番号、児童認定資格区分、児童手当制度コード、処理日、申請日、認定日)、72. 住民基本台帳カード交付状況(カード番号、カード区分、現存区分、異動日、申請日、異動事由、登録日、登録事由、登録確認区分、登録照会日、廃止日、廃止事由、廃止確認区分、廃止照会日、カード回収日、暗証番号、暗証番号2、カード有効期限、表面記載バージョン)、73. 個人番号カード交付状況

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)住民基本台帳ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 届出書をシステムに入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法第69条第2項及び番号法第30条第1項に定められた業務以外から特定個人情報へのアクセスは行えない。 ・権限のない者の接続を認めない。 ・住民基本台帳システムと住基ネット市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・特定個人情報を使用しない事務処理のための機能(画面)からは、個人番号を参照できないようにシステム上でアクセス制御を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ユーザIDとパスワードによる認証を実施し、部署単位及び個人単位で細かくアクセス制限を行うことで、不正利用が行えないようにする。 |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない | |
|--|---|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない | |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び個人情報保護法に基づく事務以外には特定個人情報の提供・移転は行わない。 ・提供、移転にあっては、個人情報保護法第69条並びに番号法第19条及び同法第30条を遵守する。 |
| その他の措置の内容 | 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 提供データ作成時に、作成日時、提供日時等の処理結果を記録し、不適切な方法で提供・移転が行われることを防止する。 ・謝った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 提供移転に関するシステムの十分な検証を行う。 | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [○] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|--|--|--|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。 ・統合宛名システムでは、ユーザーIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・中間サーバーは、最新の照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、情報提供機能による情報提供依頼がある都度、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックしている。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムから情報提供依頼がある都度、情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックしている。 ・中間サーバーは、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、不正な情報が提供されたり、途中で漏えいしたりするリスクに対応している。 ・中間サーバーは、特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わず、送信内容を改めて職員が確認した上で提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供されるリスク 中間サーバーと接続できるのは、統合宛名システムに限定している。 中間サーバーでは、セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバーと統合宛名システムについてはVPN等の技術を利用し、通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ・誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 統合宛名システムは、情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供する。 中間サーバーは、情報提供データベース管理機能(特定個人情報を副本として保存・管理する機能)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式をチェックし、接続端末の画面に表示することにより誤った特定個人情報を中間サーバーに提供してしまうリスクに対応している。 中間サーバーの情報提供データベース管理機能は、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有しており、いつでもデータベースの整合性をチェックできる。 | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|--|--|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | | |
| 再発防止策の内容 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p>・システムを利用する職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。</p> <p>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。</p> | |
| 10. その他のリスク対策 | | |
| | | |

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (2) 本人確認情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は住民基本台帳システムに限定されるため、住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保している。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須としている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 生体認証による操作者認証を行う。 |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない | |
|--|---|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない | |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 相手方と市町村CSの間の通信は相互認証を実施しており、認証できない相手先への情報提供はできないことがシステム上担保されている。 |
| その他の措置の内容 | 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 : 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 | |

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (3)送付先情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は住民基本台帳システムに限定されるため、住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保している。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須としている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 生体認証による操作者認証を行う。 |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [再委託していない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 相手方と市町村CSの間の通信は相互認証を実施しており、認証できない相手先への情報提供はできないことがシステム上担保されている。 | |
| その他の措置の内容 | 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [O] 接続しない(入手) | [O] 接続しない(提供) |
|--|--|--|-----------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない | 2) 十分に行っている |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |
| その内容 | | | |
| 再発防止策の内容 | | | |
| その他の措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機関において適切に管理され、市町村では保管しない。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 | | | |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 | [O] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない | 2) 十分に行っている |
| 具体的な方法 | 住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施する。 | | |
| 10. その他のリスク対策 | | | |
| | | | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民一課 電話 0859-23-5141 |
| ②請求方法 | 個人情報保護法に基づき、必要事項を記載した請求書等を提出する。 |
| ③法令による特別の手続 | |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民一課 電話 0859-23-5141 |
| ②対応方法 | 問い合わせを受けた際には、対応内容を記録に残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和6年6月30日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------|---|---|------|----------------------------|
| 平成31年3月7日 | I-6-② | 市民課長 手島 明 | 市民課長 | 事後 | 様式の変更に伴う修正 |
| 平成31年3月7日 | II-5 移転先4 | 市民生活部 保険年金課 | 市民生活部 保険課 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 平成31年3月7日 | II-5 移転先7 | 福祉保健部 こども未来課 | 福祉保健部 こども未来局 子育て支援課 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 平成31年3月7日 | II-5 移転先10 | 建設部 建築住宅課 | 都市整備部 住宅政策課 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 平成31年3月7日 | IV-1-① | (省略) | 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民課 電話 0859-23-5141 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 平成31年3月7日 | V-1-① | 平成27年3月11日 | 平成31年3月7日 | 事後 | 様式の変更に伴う修正 |
| 平成31年3月7日 | I-2 システム3 | (省略) | その他(中間サーバー) | 事後 | 見直しによる修正 |
| 平成31年3月7日 | I-2 システム5 | なし | コンビニ交付システム | 事後 | 見直しによる修正 |
| 平成31年3月7日 | II-2-④ 主な記録項目 | (省略) | その他(選挙資格関連情報、外国籍住民に関する情報、個人番号カード交付関連情報) | 事後 | 見直しによる修正 |
| 平成31年3月7日 | II-3-①、II-5-⑥ | [○]その他 | []その他 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 平成31年3月7日 | II-3-② | (省略) | その他(住民基本台帳ネットワークシステム) | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和2年7月17日 | V-1-① | 平成31年3月7日 | 令和2年5月27日 | 事後 | 再実施による見直し |
| 令和2年7月17日 | II(3)送付先ファイル 2③④、3③⑤、5②⑦ | 番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 通知カード | 番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号の付番対象者全員に当該個人番号、交付申請書を送付する必要がある。 個人番号の通知 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和3年7月1日 | I-5-② | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (以下省略) | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (以下省略) | 事前 | 番号法改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行 |
| 令和3年7月1日 | II-5-提供先、①及び② | 番号法第19条第7号別表第2 | 番号法第19条第8号別表第2 | 事前 | 番号法改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行 |
| 令和3年7月1日 | V-1-① | 令和2年5月27日 | 令和3年6月9日 | 事後 | 見直しによる修正 |

| | | | | | |
|-----------|---------------|---|--|----|-------------|
| 令和4年7月12日 | I-1-② | ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 | ⑨個人番号の通知 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和4年7月12日 | I-6-① | 市民生活部 市民課 | 市民生活部 市民一課 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 令和4年7月12日 | I-6-② | 市民課長 | 市民一課長 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 令和4年7月12日 | II-2-⑥ | 市民生活部 市民課 | 市民生活部 市民一課 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 令和4年7月12日 | II-3-④-使用部署 | 市民生活部 市民課 | 市民生活部 市民一課 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 令和4年7月12日 | II(1)-5 移転先3 | 市民生活部 収税課 | 市民生活部 収納推進課 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 令和4年7月12日 | II(1)-5 移転先7 | 福祉保健部 こども未来局 子育て支援課 | こども総本部 こども支援課 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 令和4年7月12日 | IV-1-①、IV-2-① | 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民課 電話 0859-23-5141 | 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民一課 電話 0859-23-5141 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 令和4年7月12日 | V-1-① | 令和3年6月9日時点 | 令和4年6月30日時点 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和4年7月12日 | 別表 | 提供先1:番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者 | 提供先1:番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和5年8月8日 | I-1-② | なお、⑨の「個人番号の通知」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 | なお、⑨の「個人番号の通知」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日号外総務省令第85号)(以下「個人番号及び個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | I-2-システム2-② | 7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 | 7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | I-4-2 | (平成25年5月31日法律第28号施行時点) | 削除 | 事後 | 見直しによる修正 |

| | | | | | |
|----------|-------------------|--|--|----|---------------------|
| 令和5年8月8日 | I-5-② | (別表第2における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) | (別表第2における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和5年8月8日 | II(1)-3-⑤ 情報の突合 | ・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。 | ・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う。 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | II(1)-5-提供・移転の有無 | [○]提供を行っている(55)件 | [○]提供を行っている(58)件 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和5年8月8日 | II(1)-5-移転先1-① | 米子市個人情報保護条例第8条の2第2項 | 個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第69条第2項、番号法第30条第1項 | 事後 | 米子市個人情報保護条例の廃止に伴う変更 |
| 令和5年8月8日 | II(1)-5-移転先2~10-① | 米子市個人情報保護条例第8条の2第2項 | 個人情報保護法第69条第2項、番号法第30条第1項 | 事後 | 米子市個人情報保護条例の廃止に伴う変更 |
| 令和5年8月8日 | II(1)-5-移転先4 | 市民生活部 保険課 | 市民生活部 保険年金課 | 事後 | 見直しによる軽微な修正 |
| 令和5年8月8日 | II(1)-5-移転先9-② | 母子保健事務、健康増進事務、予防接種事務 | 健康増進事務、予防接種事務 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | II(1)-5-移転先11 | なし | こども総本部こども相談課 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | II(3)-2-③ | 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。 | 市町村は、個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | II(3)-2-④ | ・その他(個人番号の通知及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号の通知及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。 | ・その他(個人番号の通知及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号の通知及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。 | 事後 | 見直しによる修正 |

| | | | | | |
|----------|----------------------------|--|---|----|---------------------|
| 令和5年8月8日 | II(3)-3-③ | 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号の通知及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号の通知及び交付申請書の送付先情報を提供するため。 | 個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号の通知及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号の通知及び交付申請書の送付先情報を提供するため。 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | II(3)-3-⑤ | ・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号の通知及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。 | ・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号の通知及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | II(3)-5-① | 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任) | 個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任) | | |
| 令和5年8月8日 | II(3)-5-② | 市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号の通知及び交付申請書を印刷し、送付する。 | 市町村から個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号の通知及び交付申請書を印刷し、送付する。 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | III(1)-3 | 米子市個人情報保護条例第8条の2第2項 | 個人情報保護法第69条第2項及び番号法第30条第1項 | 事後 | 米子市個人情報保護条例の廃止に伴う変更 |
| 令和5年8月8日 | III(1)-5 ルール内容及びルール遵守の確認方法 | ・提供、移転にあつては、米子市個人情報保護条例第8条を遵守する。 | ・提供、移転にあつては、個人情報保護法第69条並びに番号法第19条及び同法第30条を遵守する。 | 事後 | 米子市個人情報保護条例の廃止に伴う変更 |
| 令和5年8月8日 | IV-1-② | 米子市個人情報保護条例 | 個人情報保護法 | 事後 | 米子市個人情報保護条例の廃止に伴う変更 |
| 令和5年8月8日 | V-1-① | 令和4年6月30日時点 | 令和5年6月30日時点 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | 別表No.6 | 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | 別表No.12 | No.12の記載内容 | 削除 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和5年8月8日 | 別表No.35 | 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途 | 雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途 | 事後 | 見直しによる修正 |

| | | | | | |
|-----------|---------|---|---|----|------------|
| 令和5年8月8日 | 別表No.49 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | 別表No.56 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和5年8月8日 | 別表 | なし | 番号法別表第2の74項の内容を追加記載 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和5年8月8日 | 別表 | なし | 番号法別表第2の85の2項の内容を追加記載 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和5年8月8日 | 別表 | なし | 番号法別表第2の97項の内容を追加記載 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和5年8月8日 | 別表 | なし | 番号法別表第2の107項の内容を追加記載 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和6年8月21日 | I-5-② | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表</p> <p>(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |

| | | | | | |
|-----------|-----------------|------------------------------|--|----|------------|
| 令和6年8月21日 | Ⅱ-3-⑤ | 番号表別表第2 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和6年8月21日 | Ⅱ-5-提供・移転の有無 | [○]提供を行っている(58)件 | [○]提供を行っている(60)件 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和6年8月21日 | Ⅱ-5-提供・移転の有無 | [○]移転を行っている(10)件 | [○]移転を行っている(11)件 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和6年8月21日 | Ⅱ-5-提供先1、Ⅱ-5-①② | 番号法第19条第8号別表第2 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |
| 令和6年8月21日 | V-1-① | 令和5年6月30日時点 | 令和6年6月30日時点 | 事後 | 見直しによる修正 |
| 令和6年8月21日 | 別表 | 提供先1:番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者 | 提供先1:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(以下「命令」という。)第2条の表に定める情報照会者 | 事後 | 番号法改正に伴う修正 |